

制 定 平成 13 年 4 月 1 日
最終改正 平成 29 年 4 月 1 日

愛知県経済環境適応資金融資制度要綱

(目 的)

第 1 この要綱は、中小企業者が経済環境の変化に適応するために事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営の安定と振興に資することを目的とする。

(中小企業者)

第 2 この要綱の第 8 から第 11 の対象となる「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「保険法」という。）第 2 条第 1 項に該当する者をいう。

(資金措置)

第 3 愛知県（以下「県」という。）は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定められた金額（以下「県資金」という。）を別途契約により取扱金融機関に預託する。

(取扱金融機関)

第 4 取扱金融機関は、別に定めるものとする。

(融資の種類)

第 5 この制度による融資は、次のとおりとする。

- (1) サポート資金
- (2) パワーアップ資金
- (3) 創業等支援資金
- (4) 再生・事業承継支援資金

(融資枠)

第 6 取扱金融機関は、預託された県資金に対し、累計 1.7 倍の額を目処（以下「融資枠」という。）として融資を行うものとする。

(暴力団等の排除)

第 7 愛知県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 34 号）第 2 条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者は、この制度を利用することができない。

(サポート資金)

第 8 サポート資金の融資対象は、次に該当する中小企業者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア セーフティネット

保険法第 2 条第 5 項第 1 号、第 2 号、第 5 号又は第 6 号に規定する特定中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けていること。

イ 経営あんしん

(ア) (売上減少) 申込み時点における最近 3 か月間の月平均売上高（建設業にあつては、完成工事高。以下同じ。）が前年同期の月平均売上高に比べて 10 パーセント以上減少していること、又は最近 3 か月間の月平均売上高が 2 年前若しくは 3 年前の同期の月平均売上高に比べて 10 パーセント以上減少し、かつ、前年同期の月平均売上高に比べて 5 パーセント以上減少していること。（ただし、平成 30 年 3 月 31 日までに受け付けた者については、申込み時点における最近 3 か月間の月平均売上高が前年同期の月平均売上高に比べて 3 パーセント以上減少していることとする。）

- (イ) (関連倒産防止) 別に定めるところにより、県が認定した倒産事業者(以下「認定倒産事業者」という。)に対して 50 万円以上の売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)債権若しくは前渡金返還請求権を有していること、又は全取引額のうち認定倒産事業者との取引が 20 パーセント以上であること。
- (ウ) (7 号又は 8 号)保険法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に規定する特定中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けていること。
- (エ) 別に定める事由に該当すること。

ウ 経済対策特別

経済環境の急激な変化などの要因により、申込み時点における最近 3 か月間の月平均売上高総利益額が、前年同期又は 2 年前同期の月平均売上高総利益額に比べて 3 パーセント以上減少していること。

エ 条件変更改善

返済条件の緩和を行っている信用保証協会の保証付き既往借入金を借り換え、かつ金融機関及び認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 21 条第 2 項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。)の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

- (2) 中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号。以下「保険法施行令」という。)第 1 条第 1 項に規定する業種に属する事業を営んでいること。
- (3) 県内で事業を適法に営んでいること。
- (4) ア 前第 1 号ア(セーフティネット)に該当する場合
税の滞納がないこと、又は税の早期完納が見込まれること。
イ 前第 1 号イ(経営あんしん)、ウ(経済対策特別)及びエ(条件変更改善)に該当する場合
税の滞納がないこと。
- (5) 愛知県信用保証協会(以下「協会」という。)の信用保証対象資格があること。

2 サポート資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途

ア 前項第 1 号ア(セーフティネット)、イ(ウ)(7 号又は 8 号)及びウ(経済対策特別)に該当する場合

経営の安定に必要な事業上の設備資金及び運転資金

イ 前項第 1 号イ(ア)(売上減少)、イ(イ)(関連倒産防止)及びイ(エ)に該当する場合

経営の安定に必要な事業上の運転資金

ウ 前項第 1 号エ(条件変更改善)に該当する場合

事業計画の実施に必要な設備資金及び運転資金。この場合において、保証付きの既往借入金の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金(以下「新規資金」という。)を含めることができる。

(2) 金額

ア 前項第 1 号ア(セーフティネット)に該当する場合 8,000 万円以内

イ 前項第 1 号イ(経営あんしん)に該当する場合 8,000 万円以内

ウ 前項第 1 号ウ(経済対策特別)に該当する場合 1 億円以内

エ 前項第 1 号エ(条件変更改善)に該当する場合 2 億 8,000 万円以内

(3) 期間及び利率

ア 前項第1号ア（セーフティネット）に該当する場合

| | | | |
|------|---|-------|-----------|
| 設備資金 | { | 3年以内 | 年1.1パーセント |
| | | 5年以内 | 年1.2パーセント |
| | | 7年以内 | 年1.3パーセント |
| | | 10年以内 | 年1.4パーセント |
| 運転資金 | { | 3年以内 | 年1.1パーセント |
| | | 5年以内 | 年1.2パーセント |
| | | 7年以内 | 年1.3パーセント |
| | | 10年以内 | 年1.4パーセント |

イ 前項第1号イ(ア)（売上減少）、イ(イ)（関連倒産防止）及びイ(エ)に該当する場合

| | | | |
|------|---|------|-----------|
| 運転資金 | { | 3年以内 | 年1.2パーセント |
| | | 5年以内 | 年1.3パーセント |
| | | 7年以内 | 年1.4パーセント |

ウ 前項第1号イ(ウ)（7号又は8号）に該当する場合

| | | | |
|------|---|------|-----------|
| 設備資金 | { | 3年以内 | 年1.2パーセント |
| | | 5年以内 | 年1.3パーセント |
| | | 7年以内 | 年1.4パーセント |
| 運転資金 | { | 3年以内 | 年1.2パーセント |
| | | 5年以内 | 年1.3パーセント |
| | | 7年以内 | 年1.4パーセント |

エ 前項第1号ウ（経済対策特別）に該当する場合

| | | | |
|------|---|-------|-----------|
| 設備資金 | { | 3年以内 | 年1.2パーセント |
| | | 5年以内 | 年1.3パーセント |
| | | 7年以内 | 年1.4パーセント |
| | | 10年以内 | 年1.5パーセント |
| 運転資金 | { | 3年以内 | 年1.2パーセント |
| | | 5年以内 | 年1.3パーセント |
| | | 7年以内 | 年1.4パーセント |
| | | 10年以内 | 年1.5パーセント |

オ 前項第1号エ（条件変更改善）に該当する場合

| | | | |
|------|---|-------|-----------|
| 設備資金 | { | 10年以内 | 年1.5パーセント |
| | | 13年以内 | 年1.6パーセント |
| | | 15年以内 | 年1.7パーセント |
| 運転資金 | { | 10年以内 | 年1.5パーセント |
| | | 13年以内 | 年1.6パーセント |
| | | 15年以内 | 年1.7パーセント |

(4) 貸付方法 証書貸付

(5) 返済方法 据置1年以内の分割返済。ただし、前項第1号エ（条件変更改善）に該当する場合において、前第1号ウに規定する新規資金を含む場合は、据置2年以内の分割返済。

(6) 担保原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。

(7) 保証人原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。

- (8) 信用保証協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。なお、前項第1号エ（条件変更改善）に該当する場合は、国の全国統一制度である条件変更改善型借換保証を適用するものとする。

（パワーアップ資金）

第9 パワーアップ資金の融資対象は、次に該当する中小企業者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア（貿易振興）製造業（物品の加工、修理業を含む。）又は卸売業に属する事業を営む中小企業者であり、次のいずれかに該当すること。

(ア) 輸出品の製造若しくは加工（見込生産を含む）又は集荷を行うこと。

(イ) 製品の輸入若しくは原材料の輸入を行うこと。

イ（経営革新計画）中小企業等経営強化法第8条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けている中小企業者であること。

ウ（経営力向上）中小企業等経営強化法第13条第1項に基づく主務大臣の認定を受けている中小企業者であること。

エ（経営力強化）金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者であること。

オ（新技術導入・研究開発、先端技術設備導入）別に定める新技術の導入・研究開発、先端技術設備の導入を行う中小企業者であること。

カ（事業転換）経済環境の変化などにより、事業転換を行う中小企業者であること。

キ（改善計画）中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号。以下「労働力確保法」という。）第4条第1項に基づく知事の認定を受けている中小企業者であること。

ク（ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー）次のいずれかに該当する中小企業者であること。

(ア) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を図る中小企業者であること。

(イ) 県が、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を支援するため実施している「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を受けている中小企業者であること。

ケ（あいち女性輝きカンパニー）県から、女性の活躍促進に向けた取組を積極的に推進する企業として「あいち女性輝きカンパニー」の認証を受けている中小企業者であること。

コ（環境・省エネ）次のいずれかに該当する中小企業者であること。

(ア) 別に定める環境負荷低減設備を導入し、省エネに取り組む中小企業者であること。

(イ) 別に定める公害を防止するために必要な施設等の設置及び改善等を行う中小企業者であること。

(ウ) 現在地で公害を防止することが困難なため工場等を移転し、移転先（県内に限る。）で(イ)の措置を講ずる中小企業者であること。

サ（商店街）県が、商店街の活性化につながる成功事例創出のために実施している「活性化モデル商店街」の指定を受けている中小企業者又は別に定める中小企業者であること。

シ（観光）次のいずれかに該当する中小企業者であること。

(ア) 国内外から観光客の誘致のため、観光振興事業計画書を作成し、一般社団法人愛知県観光協会（以下「観光協会」という。）の確認を受け、別に定める観光客受入施設を整備拡充する中小企業者であること。

(イ) 観光振興事業計画書を作成し、観光協会の確認を受け、国内外から観光客の誘致のためのイベント・キャンペーンやみやげ品の開発を行う中小企業者であること。

ス（防災）次のいずれかに該当する中小企業者であること。

- (ア) 防災のための施設・設備の設置及び補強等を行う中小企業者であること。
 - (イ) 中小企業の災害復旧の迅速化に役立つ「事業継続計画（BCP）」の策定及びその実施に必要な設備の導入、改善等を行う中小企業者であること。
 - セ （海外展開）別に定める海外展開に係る事業を行い、将来的に県内事業所の事業規模や雇用の維持・拡大を目指す中小企業者であること。ただし、県内事業所のすべてを廃止する場合を除く。
 - ソ （補助金つなぎ）国（独立行政法人等を含む。）、地方自治体又は公益財団法人あいち産業振興機構から、県内の事業に係る補助金の交付決定を受けている中小企業者であること。
 - タ （企業立地）次のいずれかに該当する中小企業者であること。
 - (ア) 県内の工場適地等に工場等を立地する中小企業者であり、製造業、物流業（道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業に限る。）、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を営んでいること。
 - (イ) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第14条第1項又は第16条第1項に基づく知事の承認を受けている中小企業者であること。
 - チ （設備投資促進枠）機械・装置、工具・器具・備品等の新設、増強、改良又は補修等を行う中小企業者であること。
 - ツ （クラウドファンディング活用促進枠）新たな取組に挑戦し、そのために必要な資金の一部をクラウドファンディングにより調達する中小企業者であること。
 - テ （金融機関提案型）別に定める中小企業者であること。
- (2) 保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。
- (3) 前第1号イ（経営革新計画）、ウ（経営力向上）、カ（事業転換）及びツ（クラウドファンディング活用促進枠）に該当する場合には、新たな事業が保険法施行令第1条第1項に規定する業種であること。
- (4) 前第1号カ（事業転換）においては、原則として県内で申込みの日以前3年以上引き続き同一業種の事業を営んでいること。
- (5) 許認可等を必要とする事業については、原則として許認可を受けていること。
- (6) 県内で事業を適法に営んでいること（ただし、前第1号タ（企業立地）の場合は、事業を適法に営んでいることとする）。
- (7) 税の滞納がないこと。
- (8) 協会の信用保証対象資格があること。
- 2 パワーアップ資金の融資条件は、次のとおりとする。
- (1) 資金使途
- ア 前項第1号ア（貿易振興）に該当する場合
輸出品の製造、加工、集荷又は輸入を行うために必要な運転資金
 - イ 前項第1号イ（経営革新計画）に該当する場合
中小企業等経営強化法第8条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた経営革新計画の実施に必要な設備資金及び運転資金
 - ウ 前項第1号ウ（経営力向上）に該当する場合
中小企業等経営強化法第13条第1項に基づく主務大臣の認定を受けた経営力向上計画に従い新事業活動の実施に必要な設備資金及び運転資金
 - エ 前項第1号エ（経営力強化）に該当する場合
事業計画の実施に必要な設備資金及び運転資金
 - オ 前項第1号オ（新技術導入・研究開発、先端技術設備導入）に該当する場合

新技術の導入・研究開発に必要な設備資金及び運転資金、先端技術設備の導入に必要な設備資金

- カ 前項第1号カ（事業転換）に該当する場合
事業転換に必要な設備資金及び運転資金
- キ 前項第1号キ（改善計画）に該当する場合
労働力確保法第4条第1項に基づく知事の認定を受けた改善計画の実施に必要な設備資金及び運転資金
- ク (ア) 前項第1号ク（ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー）(ア)に該当する場合は、別に定めるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のために必要な設備資金及び運転資金
(イ) 前項第1号ク（ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー）(イ)に該当する場合は、登録した取組内容の実施に必要な設備資金及び運転資金
- ケ 前項第1号ケ（あいち女性輝きカンパニー）に該当する場合
事業上の設備資金及び運転資金
- コ (ア) 前項第1号コ（環境・省エネ）(ア)に該当する場合は、環境負荷低減設備を導入するために必要な設備資金及び運転資金
(イ) 前項第1号コ（環境・省エネ）(イ)に該当する場合は、公害を防止するために必要な設備資金（ただし、第13条第1項の認定前に工事着手等をした経費を除く。）
(ウ) 前項第1号コ（環境・省エネ）(ウ)に該当する場合は、工場等を移転し、移転先で公害を防止するために必要な設備資金（ただし、第13条第1項の認定前に工事着手等をした経費を除く。）
- サ 前項第1号サ（商店街）に該当する場合
事業上の設備資金及び運転資金
- シ (ア) 前項第1号シ（観光）(ア)に該当する場合は、国内外から観光客の誘致のため、受入施設を整備拡充する事業を行うために必要な設備資金及び運転資金
(イ) 前項第1号シ（観光）(イ)に該当する場合は、国内外から観光客の誘致のためのイベント・キャンペーンやみやげ品の開発等を行うために必要な設備資金及び運転資金
- ス 前項第1号ス（防災）に該当する場合
別に定める総合防災対策に必要な設備資金及び運転資金
- セ 前項第1号セ（海外展開）に該当する場合
海外展開に必要な事業上の設備資金及び運転資金
- ソ 前項第1号ソ（補助金つなぎ）に該当する場合
交付決定を受けた補助金のつなぎ資金として必要な設備資金及び運転資金
- タ (ア) 前項第1号タ（企業立地）(ア)に該当する場合は、工場等の立地に必要な設備資金及び運転資金
(イ) 前項第1号タ（企業立地）(イ)に該当する場合は、企業立地促進法第14条第1項又は第16条第1項に基づく知事の承認を受けた企業立地計画又は事業高度化計画の実施に必要な設備資金及び運転資金
- チ 前項第1号チ（設備投資促進枠）に該当する場合
機械・装置、工具・器具・備品等の新設、増強、改良又は補修等に必要な設備資金
- ツ 前項第1号ツ（クラウドファンディング活用促進枠）に該当する場合
クラウドファンディングを活用した新たな取組に必要な設備資金及び運転資金
- テ 前項第1号テ（金融機関提案型）に該当する場合

別に定める設備資金及び運転資金

(2) 金額

- ア 前項第1号ア（貿易振興）に該当する場合 1,500万円以内
- イ 前項第1号イ（経営革新計画）からセ（海外展開）に該当する場合 1億5,000万円以内
- ウ 前項第1号ソ（補助金つなぎ）に該当する場合 交付決定額以内
- エ 前項第1号タ（企業立地）に該当する場合 2億円以内
- オ 前項第1号チ（設備投資促進枠）に該当する場合 1億5,000万円以内
- カ 前項第1号ツ（クラウドファンディング活用促進枠）に該当する場合 1億5,000万円以内
- キ 前項第1号テ（金融機関提案型）に該当する場合 別に定める金額

(3) 期間及び利率

金融機関所定（固定）とする。ただし、期間の区分に応じて次のとおりとする。

ア 前項第1号ア（貿易振興）に該当する場合

運転資金 1年以内 年1.2パーセント以内

イ 前項第1号イ（経営革新計画）に該当する場合

| | | | |
|------|---|-------|-------------|
| 設備資金 | } | 5年以内 | 年1.2パーセント以内 |
| | | 7年以内 | 年1.3パーセント以内 |
| | | 10年以内 | 年1.4パーセント以内 |
| 運転資金 | } | 5年以内 | 年1.2パーセント以内 |
| | | 7年以内 | 年1.3パーセント以内 |

ウ 前項第1号ウ（経営力向上）、オ（新技術導入・研究開発、先端技術設備導入）からセ（海外展開）及びツ（クラウドファンディング活用促進枠）に該当する場合

| | | | |
|------|---|-------|-------------|
| 設備資金 | } | 5年以内 | 年1.4パーセント以内 |
| | | 7年以内 | 年1.5パーセント以内 |
| | | 10年以内 | 年1.6パーセント以内 |
| 運転資金 | } | 5年以内 | 年1.4パーセント以内 |
| | | 7年以内 | 年1.5パーセント以内 |

エ 前項第1号エ（経営力強化）に該当する場合

| | | | |
|------|---|------|-------------|
| 設備資金 | } | 5年以内 | 年1.4パーセント以内 |
| | | 7年以内 | 年1.5パーセント以内 |
| 運転資金 | | 5年以内 | 年1.4パーセント以内 |

ただし、協会の信用保証付の既往借入金を借り換える場合は、次のとおりとする。

| | | | |
|------|---|-------|-------------|
| 設備資金 | } | 5年以内 | 年1.4パーセント以内 |
| | | 7年以内 | 年1.5パーセント以内 |
| | | 10年以内 | 年1.6パーセント以内 |

オ 前項第1号ソ（補助金つなぎ）に該当する場合

| | | | |
|------|---|------|-------------|
| 設備資金 | } | 2年以内 | 年1.1パーセント以内 |
| 運転資金 | | | |

カ 前項第1号タ（企業立地）に該当する場合

| | | | |
|------|---|-------|-------------|
| 設備資金 | } | 3年以内 | 年1.3パーセント以内 |
| | | 5年以内 | 年1.4パーセント以内 |
| | | 7年以内 | 年1.5パーセント以内 |
| | | 10年以内 | 年1.6パーセント以内 |
| | | 15年以内 | 年1.8パーセント以内 |

運転資金 { 3年以内 年1.3パーセント以内
5年以内 年1.4パーセント以内
7年以内 年1.5パーセント以内

キ 前項第1号チ（設備投資促進枠）に該当する場合

設備資金 { 5年以内 年1.0パーセント以内
7年以内 年1.1パーセント以内
10年以内 年1.2パーセント以内

ク 前項第1号テ（金融機関提案型）に該当する場合

別に定める期間及び利率

(4) 貸付方法

ア 前項第1号ア（貿易振興）に該当する場合

手形貸付

イ 前項第1号イ（経営革新計画）からセ（海外展開）及びタ（企業立地）からテ（金融機関提案型）に該当する場合

証書貸付

ウ 前項第1号ソ（補助金つなぎ）に該当する場合

手形貸付又は証書貸付

(5) 返済方法

ア 前項第1号ア（貿易振興）及びソ（補助金つなぎ）に該当する場合

一時返済

イ 前項第1号イ（経営革新計画）からセ（海外展開）及びタ（企業立地）からテ（金融機関提案型）に該当する場合

据置1年以内の分割返済

(6) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合又は貸付期間が10年を超える場合を除く。

(7) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。

(8) 信用保証 原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。

なお、前項第1号エ（経営力強化）に該当する場合は、国の全国統一制度である経営力強化保証を適用するものとし、前項第1号テ（金融機関提案型）に該当する場合は、取扱金融機関ごとに定める。

(創業等支援資金)

第10 創業等支援資金の融資対象は、次に該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 事業を営んでいない個人であって、1か月以内（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第23項第1号の認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6か月以内）に新たに個人で又は2か月以内（産業競争力強化法第2条第23項第3号の認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6か月以内）に新たに会社を設立して、県内において事業を開始しようとする具体的計画を有していること。

イ 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立して、県内において事業を開始しようとする具体的計画を有していること。

ウ 事業を営んでいない個人が、個人又は会社で県内において事業を開始し、その事業を開始した日以後5年を経過していないこと。

エ 会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した会社であって、県内においてその事業を開始した日以後5年を経過していないこと。

- (2) 保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。
- (3) 前1号のアからエの個人若しくは会社又は前1号のア及びイの新たに設立される会社が、保険法第2条第1項及び中小企業等経営強化法第2条第1項又は産業競争力強化法第2条第17項に規定する資本の額、出資の総額又は従業員数を充足すること。
- (4) 許認可等を必要とする事業については、原則として許認可を受けていること。
- (5) 税の滞納がないこと。
- (6) 協会の信用保証対象資格があること。

2 創業等支援資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金用途 開業及び開業後の事業を行うために必要な設備資金及び運転資金（ただし、新会社設立のための株式取得資金（資本金又は出資金）は対象としない。）

(2) 金額 2,500万円以内（支援創業関連保証を含む場合は3,000万円以内）
ただし、新たに開業しようとする場合（前項第1号のアに該当する場合）で1,000万円（支援創業関連保証を適用する場合は1,500万円）を超過する金額については、自己資金と同額を限度とする。
また、適用する保証制度（創業関連、創業等関連、支援創業関連）の上限を超えることは出来ない。

(3) 期間及び利率

| | | | |
|------|---|-------|-----------|
| 設備資金 | { | 3年以内 | 年1.2パーセント |
| | | 5年以内 | 年1.3パーセント |
| | | 7年以内 | 年1.4パーセント |
| | | 10年以内 | 年1.5パーセント |
| 運転資金 | { | 3年以内 | 年1.2パーセント |
| | | 5年以内 | 年1.3パーセント |
| | | 7年以内 | 年1.4パーセント |

(4) 貸付方法 証書貸付

(5) 返済方法 設備資金の3年以内は据置1年以内の分割返済。設備資金の5年以内、7年以内は据置2年以内の分割返済。設備資金の10年以内は据置3年以内の分割返済。
運転資金は据置1年以内の分割返済。

(6) 担保 要しない。

(7) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。

(8) 信用保証 協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。

3 創業等支援資金の融資対象者であって、協会と株式会社日本政策金融公庫との連携により、協調融資の決定に至った場合においては、創業等支援資金（協調推進枠）として整理することとする。

4 創業等支援資金の融資対象者であって、創業に必要な資金の一部をクラウドファンディングにより調達した場合においては、創業等支援資金（クラウドファンディング活用促進枠）として整理することとする。

（再生・事業承継支援資金）

第11 再生・事業承継支援資金の融資対象は、次に該当する中小企業者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 再生

(ア) （再生計画）愛知県中小企業再生支援協議会（以下「再生支援協議会」という。）の支援を受け、再生計画の策定を完了していること。

- (イ) (中小企業承継事業再生計画) 再生支援協議会の支援を受け、産業競争力強化法第 121 条第 1 項に基づく主務大臣の認定を受けていること。
- (ウ) (経営改善サポート) 産業競争力強化法第 2 条第 17 項に規定する中小企業者であり、別に定める計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

イ 事業承継

- (ア) 事業承継前に、事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。
- (イ) 事業承継後に、事業承継を契機とした経営状況等の変化に対応するため、事業計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。
- (ウ) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成 20 年法律第 33 号。以下「中小企業経営承継円滑化法」という。)第 12 条第 1 項に基づく知事の認定を受けていること。

(2) 保険法施行令第 1 条第 1 項に規定する業種に属する事業を営んでいること。

(3) 県内で事業を適法に営んでいること。

(4) 税の滞納がないこと。

(5) 協会の信用保証対象資格があること。

2 再生・事業承継支援資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途

ア 前項第 1 号ア(ア)(再生計画)に該当する場合

再生支援協議会の支援を受けて策定を完了した再生計画の実施に必要な設備資金及び運転資金

イ 前項第 1 号ア(イ)(中小企業承継事業再生計画)に該当する場合

産業競争力強化法第 121 条第 1 項に基づく主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画の実施に必要な設備資金及び運転資金

ウ 前項第 1 号ア(ウ)(経営改善サポート)に該当する場合

別に定める計画の実施に必要な設備資金及び運転資金

エ 前項第 1 号イ(事業承継)(ア)及び(イ)に該当する場合

事業承継に関する設備資金及び運転資金

オ 前項第 1 号イ(事業承継)(ウ)に該当する場合

中小企業経営承継円滑化法第 12 条第 1 項に基づく知事の認定を受けた計画に従い経営の承継の円滑化に必要な設備資金及び運転資金

(2) 金額

ア 前項第 1 号ア(再生)に該当する場合 1 億円以内

イ 前項第 1 号イ(事業承継)に該当する場合 2 億 8,000 万円以内

(3) 期間及び利率

ア 前項第 1 号ア(再生)に該当する場合

設備資金 10 年以内 年 1.7 パーセント

運転資金 7 年以内 年 1.6 パーセント

イ 前項第 1 号イ(事業承継)に該当する場合

金融機関所定(固定)とする。ただし、期間の区分に応じて次のとおりとする。

| | | |
|------|---|----------------------|
| 設備資金 | { | 3 年以内 年 1.4 パーセント以内 |
| | | 5 年以内 年 1.5 パーセント以内 |
| | | 7 年以内 年 1.6 パーセント以内 |
| | | 10 年以内 年 1.7 パーセント以内 |

| | | | |
|------|---|------|-------------|
| 運転資金 | } | 3年以内 | 年1.4パーセント以内 |
| | | 5年以内 | 年1.5パーセント以内 |
| | | 7年以内 | 年1.6パーセント以内 |

- (4) 貸付方法 証書貸付
- (5) 返済方法 据置1年以内の分割返済
- (6) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。協会の信用保証付でない場合は、取扱金融機関所定。
- (7) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。協会の信用保証付でない場合は、取扱金融機関所定。
- (8) 信用保証
- ア 前項第1号ア(再生)に該当する場合
協会の信用保証付(信用保証料は協会所定)とする。なお、前項第1号ア(ウ)(経営改善サポート)に該当する場合は、国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証を適用するものとする。
- イ 前項第1号イ(事業承継)に該当する場合
原則として協会の信用保証付(信用保証料は協会所定)とする。

(残高方式)

第12 この制度による資金別融資残高の上限は、次のとおりとする。

- (1) サポート資金 第8第2項第2号アに該当する場合は8,000万円、同号イに該当する場合は8,000万円、同号ウに該当する場合は1億円、同号エに該当する場合は2億8,000万円
- (2) パワーアップ資金 第9第2項第2号アに該当する場合は1,500万円、同号イに該当する場合は1億5,000万円、同号エに該当する場合は2億円、同号オに該当する場合は1億5,000万円、同号カに該当する場合は1億5,000万円、同号キに該当する場合は2億8,000万円
- (3) 創業等支援資金 2,500万円(ただし、支援創業関連保証を含む場合は3,000万円)
- (4) 再生・事業承継支援資金 第11第2項第2号アに該当する場合は1億円、同号イに該当する場合は2億8,000万円

2 前項の場合において過年度に融資した経済環境適応資金の残高は、それぞれの制度の残高とみなす。

(計画の推薦、認定、承認等)

第13 パワーアップ資金(環境・省エネ)のうち、第9第1項第1号コ(イ)及び(ウ)を利用しようとするものは、融資申込みに先立って、別に定める計画書(様式第11)1通を県に提出し、計画内容が適当である旨の認定を受けなければならない。

2 パワーアップ資金(商店街)(第9第1項第1号サ)を利用しようとするものは、融資申込みに先立って、別に定める証明申請書(様式第12)1通を県に提出し、「活性化モデル商店街」に指定されたものである旨の証明を受けなければならない。

3 パワーアップ資金(観光)(第9第1項第1号シ)を利用しようとするものは、融資申込みに先立って、別に定める計画書(様式第13)2通を観光協会に提出し、計画内容が適当である旨の確認を受けなければならない。

4 パワーアップ資金(企業立地)のうち、第9第1項第1号タ(ア)を利用しようとするものは、融資申込みに先立って、別に定める計画書(様式第17)1通を県に提出し、計画内容が適当である旨の証明を受けなければならない。

5 再生・事業承継支援資金(第11第1項第1号ア(ア)(再生計画)に該当する場合)を利用しようとする

するものは、融資申込みに先立って、別に定める証明申請書（様式第20）2通を再生支援協議会に提出し、再生計画が再生支援協議会の支援を受けて策定されたものである旨の証明を受けなければならない。

（申込みの受付期間）

第14 申込みの受付期間は、次のとおりとする。

- (1) 資金の申込みは常時受付ける。
- (2) 第8第1項第1号ウ（サポート資金「経済対策特別」）の資金については、平成30年3月31日まで受け付ける。
- (3) 第9第1項第1号チ（パワーアップ資金「設備投資促進枠」）の資金については、平成30年3月31日まで受け付ける。
- (4) 前3号の規定にかかわらず融資枠に達したときは、受付を締め切ることができるものとする。
- (5) 前号の規定にかかわらず、経済環境等の変化により県が必要がないと認めたときは、受付期限前においても受付を締め切ることができるものとする。

（申込みの受付機関）

第15 申込みの受付機関は、取扱金融機関の県内店舗とする。ただし、第8第1項第1号ア（サポート資金「セーフティネット」）については、協会においても受け付けできるものとし、第10（創業等支援資金（クラウドファンディング活用促進枠）は除く。）については、協会又は県内各商工会議所・商工会及び愛知県商工会連合会（以下「商工会議所・商工会等」という。）においても受け付けできるものとする。

（申込み書類）

第16 申込みには、次の書類を要する。

- (1) 信用保証委託申込書（協会所定）
- (2) （サポート資金「セーフティネット」の場合）市町村長の発行する保険法第2条第5項第1号、第2号、第5号又は第6号の規定による特定中小企業者であることの認定書
- (3) （サポート資金「経営あんしん」の場合）
 - ア 第8第1項第1号イ(ア)（売上減少）に該当する場合には、これを証明する書類（様式第1）
 - イ 第8第1項第1号イ(イ)（関連倒産防止）に該当する場合には、これを証明する書類（様式第2）
 - ウ 第8第1項第1号イ(ウ)（7号又は8号）に該当する場合には、市町村長の発行する保険法第2条第5項第7号又は第8号の規定による特定中小企業者であることの認定書
- (4) （サポート資金「経済対策特別」の場合）第8第1項第1号ウに該当することを証明する書類（様式第5）
- (5) （サポート資金「条件変更改善」の場合）状況説明書、事業計画書（申込人が策定したもの）及び認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）
- (6) （パワーアップ資金の場合）
 - ア 第9第1項第1号ア（貿易振興）に該当する場合には、計画書（様式第6）及び輸出向けの契約若しくは受注又は輸入向けの契約若しくは発注を証明する書類
 - イ 第9第1項第1号イ（経営革新計画）に該当する場合には、中小企業等経営強化法第8条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた申請書及び計画書
 - ウ 第9第1項第1号ウ（経営力向上）に該当する場合には、中小企業等経営強化法第13条第1項に基づく主務大臣の認定を受けた申請書及び計画書
 - エ 第9第1項第1号エ（経営力強化）に該当する場合には、「経営力強化保証」申込人資格

要件等届出書、事業計画書（申込人が策定したもの）及び認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）

- オ 第9第1項第1号オ（新技術導入・研究開発、先端技術設備導入）に該当する場合には、計画書（様式第7）
 - カ 第9第1項第1号カ（事業転換）に該当する場合には、計画書（様式第8）
 - キ 第9第1項第1号キ（改善計画）に該当する場合には、労働力確保法第4条第1項に基づく知事の認定を受けた改善計画書及び改善計画認定通知書
 - ク 第9第1項第1号ク（ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー）(ア)に該当する場合には、計画書（様式第9）、同号ク（ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー）(イ)に該当する場合には、県の登録証及び愛知県ファミリー・フレンドリー企業に登録した取組内容を明記した書類
 - ケ 第9第1項第1号ケ（あいち女性輝きカンパニー）に該当する場合には、県の認証書
 - コ 第9第1項第1号コ（環境・省エネ）(ア)に該当する場合には、計画書（様式第10）、同号コ（環境・省エネ）(イ)及び(ウ)に該当する場合には、計画書（様式第11）及び知事の認定通知書
 - サ 第9第1項第1号サ（商店街）に該当する場合には、県の証明を受けた証明申請書（様式第12）
 - シ 第9第1項第1号シ（観光）に該当する場合には、観光協会の確認を受けた計画書（様式第13）
 - ス 第9第1項第1号ス（防災）に該当する場合には、計画書（様式第14）
 - セ 第9第1項第1号セ（海外展開）に該当する場合には、事業内容毎に別に定める計画書（様式第15の1、第15の2、第15の3、第15の4又は第15の5）
 - ソ 第9第1項第1号ソ（補助金つなぎ）に該当する場合には、計画書（様式第16）、補助金の交付決定を受けたことを確認できる書類及び補助金交付申請書
 - タ 第9第1項第1号タ（企業立地）(ア)に該当する場合には、証明を受けた計画書（様式第17）、同号タ（企業立地）(イ)に該当する場合には、企業立地促進法第14条第1項又は第16条第1項に基づく知事の承認を受けた計画書
 - チ 第9第1項第1号チ（設備投資促進枠）に該当する場合には、計画書（様式第18）
 - ツ 第9第1項第1号ツ（クラウドファンディング活用促進枠）に該当する場合には、別に定める計画書
 - テ 第9第1項第1号テ（金融機関提案型）に該当する場合には、別に定める書類
- (7)（創業等支援資金の場合）
- 別に定める創業資金等が確認できる書類及び創業計画書（様式第19）、支援創業関連保証を適用する場合には、認定特定創業支援事業により支援を受けたことについての市町村長の証明書の写し、（クラウドファンディング活用促進枠）に該当する場合には、別に定める計画書
- (8)（再生・事業承継支援資金の場合）
- ア 第11第1項第1号ア(ア)（再生計画）に該当する場合には、再生計画策定に再生支援協議会が関与したことを証明する証明申請書（様式第20）及び再生計画
 - イ 第11第1項第1号ア(イ)（中小企業承継事業再生計画）に該当する場合には、産業競争力強化法第121条第1項に基づく主務大臣の認定書の写し（認定申請書の写しも含む。）及び認定申請時に主務大臣に提出した添付書類の写し
 - ウ 第11第1項第1号ア(ウ)（経営改善サポート）に該当する場合には、事業再生計画
 - エ 第11第1項第1号イ（事業承継）(ア)に該当する場合には、計画書（様式第21）、同号

イ（事業承継）(イ)に該当する場合においては、計画書（様式第22）

オ 第11第1項第1号イ（事業承継）(ウ)に該当する場合においては、中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定書の写し（認定申請書の写しも含む。）及び認定申請時に知事に提出した添付書類の写し

（審査決定等）

第17 取扱金融機関は、申込みの内容について実態を調査し、適切と認めるもののうち、信用保証を必要とするものについては、速やかに関係書類を協会へ送付するものとする。

2 協会は、前項の送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査の上、保証を可とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に推薦機関に通知するものとする。

3 取扱金融機関は、信用保証書を受領後速やかに融資を実行するものとする。

4 協会が直接申込みを受けたものに係る実態調査は、協会が行うものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、経済環境等の変化により県が必要ないと認めたときは、融資の実行を打ち切ることができるものとする。

（推薦機関）

第18 推薦機関は、県内各商工会議所・商工会とする。

2 推薦機関は、申込者から依頼があった場合申込書類の確認を行うとともに、適切と認められる場合は推薦書を作成のうえ、速やかに関係書類を受付機関に送付するものとする。

（取扱注意）

第19 この制度の略称を、サポート資金のうち、第8第1項第1号ア（セーフティネット）に該当するものについては「環セ」、同号イ（経営あんしん）に該当するものについては「環経」、同号ウ（経済対策特別）に該当するものについては「環特」、同号エ（条件変更改善）に該当するものについては「環条」、パワーアップ資金のうち、第9第1項第1号ア（貿易振興）に該当するものについては「環企貿」、同号イ（経営革新計画）に該当するものについては「環企新」、同号ウ（経営力向上）に該当するものについては「環向」、同号エ（経営力強化）に該当するものについては「環力」、同号オ（新技術導入・研究開発、先端技術設備導入）に該当するものについては「環企技」、同号カ（事業転換）に該当するものについては「環企転」、同号キ（改善計画）に該当するものについては「環企労」、同号ク（ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー）に該当するものについては「環企F」、同号ケ（あいち女性輝きカンパニー）に該当するものについては「環企女」、同号コ（環境・省エネ）に該当するものについては「環エネ」、同号サ（商店街）に該当するものについては「環魅」、同号シ（観光）に該当するものについては「環光」、同号ス（防災）に該当するものについては「環防」、同号セ（海外展開）に該当するものについては「環海」、同号ソ（補助金つなぎ）に該当するものについては「環補助」、同号タ（企業立地）(ア)に該当するものについては「環立適」、同号タ（企業立地）(イ)に該当するものについては「環立法」、同号チ（設備投資促進枠）に該当するものについては「環設」、同号ツ（クラウドファンディング活用促進枠）に該当するものについては「環C」、創業等支援資金については「環創」、創業等支援資金（協調推進枠）については「環創協」、創業等支援資金（クラウドファンディング活用促進枠）については「環創C」、再生・事業承継支援資金のうち、第11第1項第1号ア(ア)（再生計画）に該当するものについては「環再」、同号ア(イ)（中小企業承継事業再生計画）に該当するものについては「環再二」、同号ア(ウ)（経営改善サポート）に該当するものについては「環再サ」、同号イ（事業承継）(ア)及び(イ)に該当するものについては「環承」、同号イ（事業承継）(ウ)に該当するものについては「環承経」とし、関係機関はこの制度に係る書類には融資の種別に従い、略称を付して他と区別するものとする。なお、パワーアップ資金のうち、第9第1項第1号テ（金融機関提案型）に該当する略称については、別に定めるものとする。

2 取扱金融機関は、この制度に係る融資を別枠扱いするものとし、また歩積両建預金等を要求しては

ならない。

3 融資手続等については、この要綱に定めるもののほか取扱金融機関所定の方法に従うものとする。
(設備資金と運転資金の併用)

第20 要綱第8、9、10、11の各第2項第2号に規定する金額は、設備資金若しくは運転資金又は設備資金と運転資金との合計額をいうものとする。

2 設備資金と運転資金を同時に必要とするときは、同一の申込書により申込みを行うことができる。
(遵守事項)

第21 この制度の利用者は、この要綱及び関係機関との約定を遵守しなければならない。

2 県は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めたときは、関係機関と協議して融資を取り消すことができる。

(指示、調査及び報告)

第22 県は、この制度の適正な運用を図るため必要があるときは、取扱金融機関及び協会に対して指示、調査を行い、又は報告を徴することができる。

(その他)

第23 この要綱に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

なお、平成12年4月1日付け12中金第92号の愛知県経済環境適応資金融資制度要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。

2 この要綱の制定前に融資申込みしたのものについては、なお従前の例による。

3 旧要綱第7第1項第1号アからエによる融資の残高は、本経済環境適応資金融資制度要綱(以下「本要綱」という。)第7の残高とみなし、旧要綱第7第1項第1号オ及びピカによる融資の残高は、本要綱第8の残高とみなす。

4 旧要綱第8、第15、第16による融資の残高は、本要綱第9の残高とみなす。

5 旧要綱第10第1項第1号ア及びイによる融資の残高は、本要綱第10第1項第1号イの残高とみなし、旧要綱第10第1項第1号ウによる融資の残高は、本要綱第10第1項第1号ウの残高とみなす。

6 旧要綱第11による融資の残高は、本要綱第11の残高とみなす。

7 旧要綱第12及び第13による融資の残高は、本要綱第12の残高とみなす。

8 旧要綱第14による融資の残高は、本要綱第13の残高とみなす。

9 旧要綱第17による融資の残高は、本要綱第14の残高とみなす。

10 旧要綱第18及び第19による融資の残高は、本要綱第15の残高とみなす。

11 旧要綱第20及び第21による融資の残高は、本要綱第16の残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成13年9月20日から実施し、同日以降の融資(信用保証付のものにあつては、保証承諾)のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成13年10月31日から実施し、平成13年10月11日以降の融資(信用保証付のものにあつては、保証承諾)のものについて適用する。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

3 この要綱の改正前の経済環境適応資金融資制度要綱(以下「旧要綱」という。)第12第1項第1号ア

からウによる融資の残高は、改正後の経済環境適応資金融資制度要綱（以下「本要綱」という。）第 16 条第 1 項第 1 号アからエの残高とみなす。

- 4 旧要綱第 13 による融資の残高は、本要綱第 12 の残高とみなす。
- 5 旧要綱第 14 による融資の残高は、本要綱第 13 の残高とみなす。
- 6 旧要綱第 15 による融資の残高は、本要綱第 14 の残高とみなす。
- 7 旧要綱第 16 第 1 項第 1 号アからエによる融資の残高は、本要綱第 16 第 1 項第 1 号オからケの残高とみなす。
- 8 旧要綱第 16 第 1 項第 1 号オからクによる融資の残高は、本要綱第 16 第 1 項第 1 号コからスの残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成 14 年 6 月 17 日から実施する。

ただし、第 7 第 2 項第 3 号ただし書きに該当するものについては、平成 13 年 10 月 11 日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 13 日から実施する。
- 2 旧中小企業創造活動促進法第 4 条第 1 項に基づく知事の認定を受けている中小企業者に係る改正前の愛知県経済環境適応資金融資制度要綱第 16 第 1 項第 1 号アの規定は、この要綱の実施後も、なおその効力を有する。
- 3 前項の中小企業者に係る資金についての申込みは、旧中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた計画期間の終期まで受付ける。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 8 月 13 日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から実施し、保証付のものにあつては、同日以降に協会が保証申込を受付たものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 22 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 31 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 16 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 2 日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の経済環境適応資金融資制度要綱（以下「旧要綱」という。）第 9 による融資の残高は、本要綱第 9 の残高とみなす。
- 3 旧要綱第 14 第 1 項第 1 号アによる融資の残高は、本要綱第 11 第 1 項第 1 号アの残高とみなす。
- 4 旧要綱第 17 第 1 項第 1 号カからケによる融資の残高は、本要綱第 16 の残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 17 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 16 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 17 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 17 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の経済環境適応資金融資制度要綱（以下「旧要綱」という。）第 11 第 1 項第 1 号アによる融資の残高は、本要綱第 9 第 1 項第 1 号ア(ア)の残高とみなす。
- 3 旧要綱第 11 第 1 項第 1 号イ、ウ、オ及びカによる融資の残高は、本要綱第 9 第 1 項第 1 号ア(イ)からア(キ)の残高とみなす。
- 4 旧要綱第 14 第 1 項第 1 号イ及びウによる融資の残高は、本要綱第 9 第 1 項第 1 号ア(イ)からア(キ)の残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 26 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 23 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 12 日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の経済環境適応資金融資制度要綱第 9 第 1 項第 1 号ア、イ、エ及びオによる融資の残高は、本要綱第 9 第 1 項第 1 号アの残高とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 1 月 4 日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

- 2 この要綱の改正前の経済環境適応資金融資制度要綱第9第1項第1号ア及びイによる融資の残高は、それぞれ、本要綱第9第1項第1号ア、イ及びエからセの残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月20日から実施する。
- 2 旧中小企業信用保険法第2条第4項に基づく市町村長の認定を受けている中小企業者に係る改正前の愛知県経済環境適応資金融資制度要綱第8第1項第1号ア、同イ(ウ)、第16第1項第2号及び同第3号ウの規定は、この要綱の実施後も、なおその効力を有する。
- 3 前項の中小企業者に係る資金についての申込みは、旧中小企業信用保険法に基づく認定を受けた有効期間の終期まで受付ける。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。
- 2 旧要綱第8第1項第1号ウ(イ) bによる融資の残高は、本要綱第9第2項第2号イの残高とみなす。
- 3 旧愛知県環境対策資金融資要綱による融資の残高は、本要綱第9第2項第2号イの残高とみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施し、同日以降の融資(信用保証付のものにあつては、保証承諾)のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施し、同日以降の融資(信用保証付のものにあつては、保証承諾)のものについて適用する。